

# 兵庫県公報

平成24年6月5日 火曜日 第2394号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（社会援護課）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定（同）	5
○被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課）	6
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	8
○土地改良区の定款の変更認可（同）	10
○県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	10
○保安林の指定（豊かな森づくり課）	10
○同 上（同）	11
○同 上（同）	11
○保安林の指定の予定通知（同）	11
○同 上（同）	12
○同 上（同）	12
○同 上（同）	13
○同 上（同）	13
○同 上（同）	14
○同 上（同）	14
○同 上（同）	15
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	15
○東播都市計画道路事業の認可（道路企画課）	18
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	18
○景観影響評価書及び再審査意見書の縦覧（都市政策課）	18
<b>公 告</b>	
○随意契約の相手方等の公示（税務課）	19
○同 上（同）	19
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	20
○入札公告（管理課）	20
○同 上（県立工業技術センター）	23
<b>病院局公告</b>	
○入札公告	25
○同 上	30
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	35
<b>教育委員会告示</b>	
○博物館の登録事項の変更	35
○同 上	36

## 告 示

## 兵庫県告示第697号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成24年6月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 指定医療機関

名 称	所在地	開設者	指定年月日
繁田医院	明石市二見町東二見961	医療法人社団繁田医院	平成24年3月1日
うえたに歯科	洲本市大野737	上 谷 智 哉	同 年4月1日
池尻堂薬局南店	伊丹市山田6—9—30	株式会社Prime Melcu	同
まどか薬局	加古川市加古川町寺家町12	有限会社さーくる薬局	同
きのしたペインクリニック	たつの市御津町苅屋56—9	医療法人社団きのしたペインクリニック	平成24年3月1日
みらい歯科クリニック	三木市志染町広野1—166	松 本 武	同 年4月1日
あさひ薬局敷地店	小野市敷地町1479—10	ナイトウメディックス株式会社	同
医療法人社団円山医院	三田市武庫が丘4—1—1	医療法人社団円山医院	平成23年2月9日
B&O薬局竹田店	丹波市市島町中竹田1163—3	株式会社バンドー	平成24年4月1日
よつば薬局	朝来市和田山町寺谷685—7	阪 口 守 宏	同 月2日
しおかぜ診療所	淡路市岩屋片浜1414—35	岡 野 浩 和	同 月1日
あんず薬局	同 市岩屋1414—36	有限会社ミライズ	同



## 兵庫県告示第698号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成24年6月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
スギ薬局加古川店	加古川市東神吉町出河原862	所在地	加古川市東神吉町出河原862 ロックタウン加古川内	加古川市東神吉町出河原862	平成23年9月1日
同 上	同 上	医療機関名称	スギ薬局ロックタウン加古川店	スギ薬局加古川店	同
ライフオート米田北薬局	高砂市米田町米田722—82	同 上	神薬堂薬局米田北店	ライフオート米田北薬局	平成24年3月1日
高砂末広薬局	同 市末広町5—7	同 上	つつじ薬局末広	高砂末広薬局	同 年4月1日
なの花薬局川西桜ヶ丘店	川西市中央町15—6 セントラルハイツ1階1号	同 上	桜ヶ丘薬局	なの花薬局川西桜ヶ丘店	同

2 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	開設者	廃止年月日
中森歯科医院	明石市魚住町清水553-1	中 森 康 二	平成24年1月31日
中森眼科医院	同 上	中 森 リリコ	同
繁田医院	明石市二見町東二見961	繁 田 龍太郎	平成24年2月29日
医療法人社団越久医院	洲本市本町6-4-10	医療法人社団越久医院	同 年4月1日
加藤小児科	伊丹市池尻1-12-13	加 藤 昌 弘	同 年3月31日
きのしたペインクリニック	たつの市御津町苅屋56-9	木 下 修	同 年2月29日
有限会社パール薬局	宝塚市中州1-1-1	有限会社パール薬局	同 年3月31日
有限会社パール薬局宝梅店	同 市南口1-1-10	同 上	同
円山医院	三田市武庫が丘4-1-1	円 山 アンナ	平成23年1月31日
廣瀬医院	佐用郡佐用町三日月1242-1	廣 瀬 博 一	平成24年2月29日



兵庫県告示第699号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成24年6月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	指定年月日
セカンドライフ	明石市魚住町住吉1-11-16	株式会社安上工務店	福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売	平成24年3月5日
明石同仁病院居宅介護支援センター	同 市二見町東二見1148-17	医療法人久仁会	居宅介護支援	同 年4月1日
やさしい手西明石居宅介護支援事業所	同 市松の内2-4-10 ユタカ第1ビル4F	株式会社やさしい手	同 上	同
ヘルパーステーションラビット	同 市東人丸町2-25-2F	株式会社OFFICE M'S	訪問介護、介護予防訪問介護	同
居宅介護支援事業所レモンリーフ	同 市大久保町谷八木1319	株式会社レモンリーフ	居宅介護支援	平成24年4月10日
ものべりハトレセンター	洲本市物部1-12-73	株式会社COMOプラス	通所介護、介護予防通所介護	同 年3月1日
アクティブライフ芦屋	芦屋市岩園町11-15	株式会社アクティブライフ	認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護	同 年2月1日
ゆいライトフィットネスデイサービス	同 市高浜町6-1 グルメシティ芦屋浜店1F	合同会社ゆいの浜ゆいライトフィットネスデイサービス	通所介護、介護予防通所介護	同 年4月1日
かるがも薬局新伊丹店	伊丹市梅ノ木2-1-15 新伊丹ビル1F	株式会社かるがも薬局	居宅療養管理指導	同 年2月8日
リハビリデイサービスやわらぎ	加古川市平岡町高畑146-3	株式会社ライフサポート上田	通所介護、介護予防通所介護	同 年4月1日

トマト指定通所介護センター	たつの市揖保町中臣510	社会福祉法人アゼリア五福会	同 上	同
デイサービスセンター 布施の郷新宮	同 市新宮町段之上字北河原655—1	三光建設工業株式会社	同 上	平成24年5月1日
有年ヘルパーステーション	赤穂市東有年1442—8	クオリティライフ株式会社	訪問介護、介護予防 訪問介護	同 年4月12日
有年ケアプランセンター	同 上	同 上	居宅介護支援	同
けあぶらん輪	宝塚市鹿塩1—1—8	特定非営利活動法人お おきな輪	同 上	平成24年2月1日
逆瀬川地域包括支援センター	同 市中州1—9—16	社会福祉法人聖隷福祉 事業団	地域包括支援センター	同 月18日
アースサポート宝塚	同 市売布東の町16—3	アースサポート株式会 社	居宅介護支援	平成24年4月1日
宝塚育成事業所	同 市安倉西4—1—7	社会福祉法人宝塚いく せい会	福祉用具貸与、特定 福祉用具販売、介護 予防福祉用具貸与、 介護予防特定福祉用 具販売	同
ケアプランセンターう ぐいす	同 市仁川うぐいす台8—2	株式会社三心	居宅介護支援	同
デイサービスうぐいす	同 上	同 上	通所介護、介護予防 通所介護	同
医療法人社団尚仁会平 島病院	三田市天神1—2—15	医療法人社団尚仁会平 島病院	通所リハビリテーシ ョン、介護予防通所 リハビリテーション	平成24年4月16日
デイサービス愛	加西市牛居町445—2	合同会社愛	通所介護、介護予防 通所介護	同 年3月1日
地域密着型特別養護老 人ホームほほえみ	淡路市久留麻28—41	社会福祉法人千鳥会	短期入所生活介護、 介護予防短期入所生 活介護	同 年2月15日
機能訓練型デイサービ ス健やかな木	揖保郡太子町矢田部382—3 —101	株式会社健浩堂	通所介護、介護予防 通所介護	同 年4月1日



**兵庫県告示第700号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

平成24年6月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
スギ薬局加古川店	加古川市東神吉町出河原862	所在地	加古川市東神吉町出河原862 ロックタウン加古川内	加古川市東神吉町出河原862	平成23年9月1日
同 上	同 上	介護機関名称	スギ薬局ロックタウン加古川店	スギ薬局加古川店	同

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	廃止年月日
居宅介護支援事業所レモンリーフ	明石市大久保町藤江1463-1-105	株式会社レモンリーフ	居宅介護支援	平成20年12月31日
ひだまりの里	同 市二見町東二見375-2	有限会社ひだまりの里	訪問介護、介護予防訪問介護	平成23年11月30日
ひだまりの里介護支援センター	同 上	同 上	居宅介護支援	同
セカンドライフ	明石市大久保町大窪1858-6	株式会社安上工務店	福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売	平成24年3月4日
福祉用具貸与事業所元氣村遙	同 市魚住町清水2183	医療法人久仁会	同 上	同 月31日
逆瀬川地域包括支援センター	宝塚市逆瀬川2-2-8	社会福祉法人聖隷福祉事業団	地域包括支援センター	平成24年2月17日
宝塚育成事業所	同 市安倉西4-1-7	社団法人宝塚市手をつなぐ育成会	福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売	同 年3月31日
ほのぼのケアセンター	淡路市志筑新島6-27	有限会社ほすたあ	訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護	同 年4月30日

3 休止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	休止年月日
特定非営利活動法人銀ちゃんの家訪問介護事業所	豊岡市野田67	特定非営利活動法人銀ちゃんの家	訪問介護、介護予防訪問介護	平成24年4月6日



兵庫県告示第701号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成24年6月5日

兵庫県知事 井戸敏三

指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	指定年月日
井上 和哉	鍼灸治療院和み堂	明石市朝霧町2-9-20	平成24年4月10日
藤岡 智之	あわじ接骨院	洲本市金屋443-1	同 年3月23日
伊藤 葉子	あいぜん伊丹治療院	伊丹市堀池3-9-25	同 月29日
前山 秀良	さくら治療院	宝塚市南口2-3-35 コートハイツ103	同 月1日
逢坂 優哉	ゆう鍼灸整骨院	淡路市佐野2198-2	平成24年2月2日
大谷 大和	大谷接骨院	宍粟市一宮町安積459-2 柴ビル	同 年4月7日



## 兵庫県告示第702号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成24年6月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
一般財団法人 甲南会 六甲アイランド甲南病院	一般財団法人 甲南会 代表理事 平生 誠三	神戸市東灘区向洋町中2丁目11番地	平成24年4月1日
本山ゆーあい薬局	株式会社 ユーアイファーマ シー 代表取締役 内海 直彦	同 市同 区田中町11-21 小松グリー ンビルディング1F	同 月2日
メディオ薬局	有限会社 真和 代表取締役 尾村 正包	同 市灘区永手町3丁目2-17-01	同 月1日
ひろクリニック	坂井 宏成	同 市中央区京町70 松岡ビル2F	同
神戸市歯科医師会附属歯 科診療所	社団法人 神戸市歯科医師会 会長 住谷 幸雄	同 市同 区中山手通4-17-2 セン トラルビル1F	同
アイ薬局 三宮南店	ヤツデ 株式会社 代表取締役 大東 菜穂子	同 市同 区京町70	同
そうごう薬局 HAT神 戸店	総合メディカル 株式会社 代表取締役 田代 五男	同 市同 区脇浜海岸通2丁目2番3号	同
なでしこ薬局	有限会社 神幸商事 代表取締役 徐 永昌	同 市兵庫区東山町3丁目2-11	平成24年1月1日
慈恵薬局	一般財団法人 慈恵団 理事長 平石 寛治	同 市同 区荒田町3丁目12番16号	同 年4月1日
やまもと心療内科	山本 博一	同 市北区甲栄台4丁目1番13号 北鈴 神鉄駅ビル2階	同 年5月1日
三鈴薬局	株式会社 グッドプランニン グ 代表取締役 吉田 盛範	同 市同区鈴蘭台東町1丁目10-1 善 喜ビル1F	平成23年12月1日
美馬クリニック	美馬 稔治	同 市長田区大塚町1丁目8-11 プレ ノ長田2階	平成24年1月1日
新長田眼科病院	医療法人社団 新長田眼科病 院 理事長 山中 弘光	同 市同 区腕塚町4-1-13	同 年2月1日
マリーノオズ薬局	メグコーポレート株式会社 代表取締役 松山 恵美子	同 市同 区東尻池町3丁目1番36号	同
岸内科医院	岸 勝彦	同 市須磨区北落合1丁目4 白川コー ポ内	平成24年3月1日
野本眼科	野本 浩之	姫路市鷹匠町乙26	同 年2月1日
トップ調剤薬局	丸山 幸子	同 市北条1丁目285-5 北村ビル2 F	同 年4月1日
十二所薬局 男山店	植崎 友也	同 市山野井町76-2	同 月12日
築地医院	坂本 達彦	尼崎市築地3丁目2-13	平成24年1月4日
藤田メンタルクリニック	藤田 千裕	同 市南武庫之荘1-29-37-103	同 年4月1日
高山薬局	有限会社 高山調剤薬局 代表取締役 高山 和夫	同 市崇徳院2-88	同
訪問看護ステーション フリーパーツ	有限会社 フリーパーツ 代表取締役 舟越 利恵子	同 市南塚口町三丁目29番33号	平成24年1月21日

吉田医院	吉田 誠	明石市松が丘5丁目6—1	同 年4月1日
さこだ耳鼻咽喉科	医療法人社団 一佳会 理事長 佐古田 美佳	西宮市高松町5番39号 なでしこビル4階	平成23年12月1日
徐皮フ科クリニック	徐 信夫	同 上	同
むとう耳鼻咽喉科クリニック	武藤 俊彦	西宮市若草町1丁目8番10号	平成24年1月1日
西岡医院	医療法人社団 西岡医院 理事長 西岡 壽一	同 市樋之池町27番38号	同 年3月1日
大野医院	大野 正博	同 市屋敷町6—3	同 年4月1日
松川医院	松川 義純	同 市馬場町1—2—103	同
松島医院	松島 洋之	同 市甲子園口3丁目22—4	同
ふちがみにしきたデンタルクリニック	淵上 了介	同 市高松町5番39号 なでしこビル406号室	平成23年12月1日
相生薬局 甲陽駅前店	株式会社 相生薬局 代表取締役 櫻井 亮平	同 市甲陽園本庄町9—20—101	平成24年1月1日
相生薬局 甲陽園店	同 上	同 市甲陽園西山町1—52	同
医療法人社団 有晃会 訪問看護ステーション ふくろう	医療法人社団 有晃会 理事長 船本 全信	同 市甲子園浦風町7—13	平成24年4月1日
うえたに歯科	上谷 智哉	洲本市大野737	同
かわさき内科クリニック	川崎 信吾	伊丹市野間5丁目12番8号	平成23年12月1日
キロロ調剤薬局	有限会社 グリア薬局 代表取締役 北村 泰亨	豊岡市野田字仁倉149—1	平成24年3月1日
ホシ薬局	株式会社 ハリマ調剤薬局 代表取締役 藤堂 博美	加古川市尾上町口里790番地17	同 年2月1日
まどか薬局	有限会社 さーくる薬局 代表取締役 圓谷 教子	同 市加古川町寺家町12	同 月22日
フタツカ薬局 順心病院前	株式会社 大新堂 代表取締役 二塚 安子	同 市平岡一色118—4	平成24年4月1日
医療法人社団 大門医院	医療法人社団 大門医院 理事長 大門 勝史	宝塚市栄町1丁目17番	平成23年3月1日
小山内科循環器クリニック	小山 雄士	同 市山本東3丁目11—25	平成24年4月1日
加納歯科クリニック	加納 淳一	同 市中筋4丁目8—14 Brun Cube 1F	同 月17日
ひかり調剤薬局 山本店	有限会社 グローリー 代表取締役 石井 重憲	同 市山本東2丁目7—12	平成24年2月1日
ライズ調剤薬局	株式会社 ブライト 代表取締役 西山 貴敏	同 市中洲1—1—1	同 年4月1日
ライズ調剤薬局 宝梅店	同 上	同 市南口1—1—10	同
近藤泌尿器科クリニック	医療法人社団 近藤泌尿器科 クリニック 理事長 近藤 兼安	三木市緑ヶ丘町本町1丁目257番地	同
あさひ薬局 敷地店	ナイトウメディックス 株式会社 代表取締役 内藤 政雄	小野市敷地町1479—10	同
こころ薬局	有限会社 ハートコーポレーション 代表取締役 金沢 久美子	神崎郡福崎町福崎新132	平成23年2月1日

~~~~~

## 兵庫県告示第703号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成24年6月5日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 小野市三井堰土地改良区

## 退任役員

| 役員の区分 | 氏名     | 住所             |
|-------|--------|----------------|
| 理事    | 中元 俊   | 小野市三和町883番地の2  |
| 同     | 森本 義視  | 同 市新部町875番地    |
| 同     | 田中 隆士  | 同 市新部町586番地    |
| 同     | 梶尾 研三  | 同 市三和町501番地    |
| 同     | 本澤 南雄  | 同 市昭和町206番地の1  |
| 同     | 白髭 敬幸  | 同 市粟生町2806番地の1 |
| 同     | 前田 宏一郎 | 同 市粟生町1056番地   |
| 同     | 松尾 光雄  | 同 市粟生町1921番地   |
| 監事    | 横山 忠勝  | 同 市粟生町1300番地   |
| 同     | 松岡 久佐夫 | 同 市新部町1108番地の2 |

## 就任役員

| 役員の区分 | 氏名     | 住所             |
|-------|--------|----------------|
| 理事    | 中元 俊   | 小野市三和町883番地の2  |
| 同     | 松岡 久佐夫 | 同 市新部町1108番地の2 |
| 同     | 山田 博   | 同 市新部町234番地    |
| 同     | 林 賢郎   | 同 市三和町201番地    |
| 同     | 本澤 南雄  | 同 市昭和町206番地の1  |
| 同     | 齊藤 一三  | 同 市粟生町238番地の6  |
| 同     | 稲岡 卓美  | 同 市粟生町1382番地   |
| 同     | 小林 隆信  | 同 市粟生町1713番地   |
| 監事    | 田中 嘉昭  | 同 市新部町263番地    |
| 同     | 小林 義行  | 同 市粟生町729番地    |

## 2 小川中央土地改良区

## 退任役員

| 役員の区分 | 氏名    | 住所            |
|-------|-------|---------------|
| 理事    | 深田 武司 | 丹波市山南町村森120番地 |
| 同     | 萩原 繁  | 同 市山南町奥368番地1 |

## 就任役員

| 役員の区分 | 氏名    | 住所            |
|-------|-------|---------------|
| 理事    | 田中 延重 | 丹波市山南町村森117番地 |
| 同     | 梅田 義明 | 同 市山南町奥131番地2 |

## 3 梶土地改良区

## 退任役員

| 役員の区分 | 氏名    | 住所              |
|-------|-------|-----------------|
| 理事    | 瀬川 進  | 丹波市山南町前川163番地   |
| 同     | 内田 博  | 同 市山南町小新屋30番地   |
| 同     | 山下 章正 | 同 市山南町北和田195番地1 |
| 同     | 山下 和夫 | 同 市山南町西谷229番地   |
| 同     | 大地 武雄 | 同 市山南町小野尻723番地  |
| 同     | 足立 常市 | 同 市山南町小畑136番地1  |
| 同     | 中原 成和 | 同 市山南町西谷266番地3  |
| 同     | 藤原 敏充 | 同 市山南町小新屋105番地2 |
| 同     | 前川 久男 | 同 市山南町前川206番地   |



|     |         |   |                |
|-----|---------|---|----------------|
| 同   | 松 波 秀 人 | 同 | 市山南町北和田49番地    |
| 同   | 板 垣 三千夫 | 同 | 市山南町和田1012番地 1 |
| 同   | 松 本 一 男 | 同 | 市山南町和田1042番地 2 |
| 同   | 廣 内 秀 光 | 同 | 市山南町南中16番地     |
| 監 事 | 西 倉 幸 造 | 同 | 市山南町山本735番地    |
| 同   | 福 田 八 郎 | 同 | 市山南町梶674番地     |
| 同   | 堂 本 昌 勝 | 同 | 市山南町北和田89番地    |

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏 名

石 塚 正

松 浪 晴 夫

藤 本 勝 美

堂 本 憲 造

久 下 芳 則

植 木 久 彌

中 道 義 郎

中 西 福 雄

藤 原 政 義

藤 原 均

内 田 博

板 野 俊 紀

松 本 学

藤 原 敏 充

板 垣 三千夫

高 階 篤 正

住 所

丹波市山南町前川112番地 1

同 市山南町和田1012番地 6

同 市山南町小野尻597番地

神戸市西区桜が丘西町1丁目3番地の4

丹波市山南町南中38番地

同 市山南町小畑107番地 3

同 市山南町西谷154番地

同 市山南町山本288番地

同 市山南町前川115番地

同 市山南町梶476番地 1

同 市山南町小新屋30番地

同 市山南町和田1006番地 7

同 市山南町和田1034番地 3

同 市山南町小新屋105番地 2

同 市山南町和田1012番地 1

同 市山南町西谷253番地

4 ちひろ土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏 名

寺 下 正 美

栗 山 末 雄

古 川 洋太郎

湯 本 和 秀

森 本 武

森 本 栄 蔵

栗 山 英 一

木 村 長 和

水 谷 知 和

谷 山 秀 夫

住 所

淡路市岩屋1202番地 1

同 市楠本1937番地

同 市岩屋1211番地 2

同 市楠本2579番地 1

同 市岩屋2177番地

同 市岩屋2233番地

同 市楠本2431番地 4

尼崎市昭和南通9丁目249番地

淡路市楠本834番地

同 市楠本1508番地

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏 名

森 本 盛 正

古 川 満 男

森 本 栄 蔵

木 下 種

栗 山 英 一

坂 田 正 志

谷 山 正 直

木 村 長 和

水 谷 知 和

谷 山 秀 夫

住 所

淡路市岩屋3329番地 8

同 市岩屋1149番地

同 市岩屋2233番地

同 市岩屋511番地 1

同 市楠本2431番地 4

同 市楠本1905番地

同 市楠本1962番地

尼崎市昭和南通9丁目249番地

淡路市楠本834番地

同 市楠本1508番地



**兵庫県告示第704号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
平成24年6月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 土地改良区の名称        | 認可年月日      |
| 曾地土地改良区         | 平成24年5月11日 |
| 道場堰土地改良区        | 同 月14日     |
| 兵庫県淡河川・山田川土地改良区 | 同 月16日     |



**兵庫県告示第705号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成24年5月22日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成24年6月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 事業名                 | 地区名     | 縦覧の期間                   | 縦覧の場所 |
|---------------------|---------|-------------------------|-------|
| ため池等整備事業（一般）ため池整備工事 | 岡本奥ノ池地区 | 平成24年6月5日から<br>同 月25日まで | 加東市役所 |



**兵庫県告示第706号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成24年6月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
美方郡香美町香住区小原字二ノ谷口1229の1
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第707号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年6月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
神崎郡市川町上瀬加字屋長寺1731の1
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
屋長寺1731の1（次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民局姫路農林水産振興事務所及び神崎郡市川町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第708号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年6月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
淡路市江井字大水谷口2734、2735、字小水谷口2738の5、2748、2749の1、2758の2、字小水谷2736、2748の1、298、299
  - 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第709号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年6月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
養父市長野字内山264の1、264の2、264の5、264の7、264の8、273、273の1
- 2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第710号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年6月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

朝来市物部字倉谷100、101、102の7から102の10まで、102の16、103、104、106、字長以曾1238の2、1242、1243

2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第711号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年6月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

丹波市青垣町沢野寺山13の1、2001、2001の2、2002から2007まで、2007の1、2008、2009の1、2009の2、2010から2012まで、2015、2016、字ジナイダニ671、688の1、688の2、689から691まで、693から697まで、697の1、698、698の1、699、700、701の1、701の2、702、703

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字寺山2006から2008まで・2009の1・2009の2・字ジナイダニ690・691・696から700まで・701の1・701の2・702・703（以上16筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第712号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年6月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
丹波市青垣町大稗字奥ノ谷416、416の1、417、418、418の1、418の2、419、419の1、420、1041、1041の1
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字奥ノ谷417・418の1・418の2・419の1・1041（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第713号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年6月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
丹波市青垣町惣持字大サコ126から129まで、129の1、129の2、130、137、137の1、138、139、139の1、140、141の1から141の3まで、142、144、1033、1034、1037の2から1037の4まで、1037の6から1037の12まで、1037の14から1037の17まで、1037の19から1037の24まで、1038から1040まで、1042から1044まで、字吉谷221の1、221の2、221の4、222、223、224の1、224の2、225、226、1046の1、1048、1049、1055の1、1055の2、1055の4から1055の6まで、1055の8、1055の10から1055の14まで、1056から1063まで
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字大サコ126・139・140・141の2・141の3・142・1033・1040・字吉谷223・1049・1058（以上11筆に

ついて次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第714号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年6月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

朝来市川上字大尾3013から3015まで、3018、字大尾口388の1、388の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大尾3015・3018・字大尾口388の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、388の2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第715号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年6月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

朝来市田路字漆山84の1から84の5まで、85、86、88、89、90の1から90の5まで、91の1、92の1、92の2、93から95まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字漆山84の1・84の3・84の5・86・88・89・90の5（以上7筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第716号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年6月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
宍粟市一宮町福中字キドコ山261、288、290、字森ヶ谷292、294の1、309の1、309の2、309の4
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字キドコ山290、字森ヶ谷292、309の1・309の2・309の4（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第717号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年6月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
  - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
株式会社東芝姫路半導体工場  
揖保郡太子町鷗300番地  
工場長 村 上 浩 一
  - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
株式会社東芝姫路半導体工場  
揖保郡太子町鷗300番地
  - (3) 特定施設に関する事項

|                                                  |                                                |                              |     |                              |     |
|--------------------------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------|-----|------------------------------|-----|
| 種                                                | 類                                              | 65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 1) |     | 65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 2) |     |
| 能                                                | 力                                              | ウエハー1,920枚/日                 |     | 同 左                          |     |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                |                                                | 許可後                          |     | 同 左                          |     |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                |                                                | 着手後15日                       |     | 同 左                          |     |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                |                                                | 完成後                          |     | 同 左                          |     |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                              |                                                | 24時間連続                       |     | 同 左                          |     |
| 使用時間の季節的変動の概要                                    |                                                | なし                           |     | 同 左                          |     |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値           | 区 分                                            | 通常                           | 最大  | 通常                           | 最大  |
|                                                  | 水 素 イ オ ン 濃 度<br>(水素指数)                        | 5~6                          | 5~6 | 5~6                          | 5~6 |
|                                                  | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)                        | 8                            | 10  | 8                            | 10  |
|                                                  | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)                          | 8                            | 10  | 8                            | 10  |
|                                                  | 浮 遊 物 質 量<br>(単位 mg/L)                         | 3                            | 5   | 3                            | 5   |
|                                                  | 窒 素 含 有 量<br>(単位 mg/L)                         | 0.6                          | 0.9 | 0.6                          | 0.9 |
|                                                  | り ん 含 有 量<br>(単位 mg/L)                         | —                            | —   | —                            | —   |
|                                                  | ふっ素及びその化合物<br>(単位 mg/L)                        | 56                           | 70  | 56                           | 70  |
|                                                  | アンモニア、アンモニウム化合物、<br>亜硝酸化合物及び硝酸化合物<br>(単位 mg/L) | 0.6                          | 0.9 | 0.6                          | 0.9 |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) | 17                                             | 17                           | 17  | 17                           |     |

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。



65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 3)

ウェハー270枚/日

同 左

同 左

同 左

同 左

同 左

| 通常    | 最大    |
|-------|-------|
| 11~13 | 11~13 |
| 20    | 25    |
| 18    | 22    |
| 3     | 5     |
| 0.9   | 1.3   |
| —     | —     |
| —     | —     |
| 0.9   | 1.3   |
| 16    | 16    |

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成24年6月5日から同月26日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び揖保郡太子町生活環境課



兵庫県告示第718号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。  
平成24年6月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
加東市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
東播都市計画道路事業  
3.5.881号 滝野梶原線
- 3 事業施行期間  
平成24年6月5日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
加東市上滝野及び新町地内
  - (2) 使用の部分  
なし



兵庫県告示第719号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年6月5日から供用を開始する。  
その関係図面は、平成24年6月5日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成24年6月5日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                            |    |                  |               |    |
|--------------|----------------------------------|----|------------------|---------------|----|
|              | 区 間                              | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>塩瀬宝塚線  | 宝塚市大原野字南宮2番4から<br>同 市大原野字溝口35番まで | 旧  | 8.0から<br>10.0まで  | 135.0         |    |
|              |                                  | 新  | 10.0から<br>14.0まで | 135.0         |    |



兵庫県告示第720号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の8第1項の規定による景観影響評価書の提出があったので、条例第27条の8の2第1項の規定により、再審査意見書を作成した。  
ついては、この景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しを条例第27条の9第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。  
平成24年6月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
名称 株式会社明石  
代表者の氏名 櫛部克則  
住所 明石市大蔵町55番12号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
名称 ホテル マホーラ

所在地 明石市大蔵町54-1、55-2

3 景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

縦覧期間 平成24年6月5日から同月18日まで

公 告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成24年6月5日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
税務総合オンライン・システム等の保守運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県企画県民部企画財政局税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成24年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
キャノンITソリューションズ(株)大阪事業所 大阪市西区土佐堀2丁目2番4号
- 5 随意契約に係る契約金額  
69,804,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意
- 7 随意契約をした理由  
政府調達に関する協定第15条第1項(d)による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成24年6月5日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
県税の収納及び課税テープ等作成業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県企画県民部企画財政局税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成24年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
(株)さくらケーシーエス 神戸市中央区播磨町21番1
- 5 随意契約に係る契約金額  
89,707,833円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意
- 7 随意契約をした理由  
政府調達に関する協定第15条第1項(d)による。



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年6月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
芦屋市三条町105番11、105番14
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
西宮市高木東町4番23号  
有限会社ケイズファクトリー 代表取締役 國 澤 弘 之
- (3) 許可年月日及び許可番号  
平成24年5月15日  
兵庫県指令神南（西土）（建）第1－4－2号（23芦屋）
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
赤穂市六百目町7番
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市勝原区宮田576番3  
有限会社幸和ハウス 代表取締役 竹 田 博 哉
- (3) 許可年月日及び許可番号  
平成23年12月7日  
兵庫県指令西播（光土）（建）第1－12号（23赤穂）



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年6月5日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**1 調達内容**

- (1) 調達物品及び数量  
ICTスクールコンピュータ 一式（賃貸借）
- (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 契約期間  
平成24年9月1日（土）から平成29年8月31日（木）まで（5年間）
- (4) 納入場所  
県立東灘高等学校ほか 計161箇所（詳細は別途指定する場所とする。）
- (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

**2 一般競争入札参加資格**

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札の参加申込み及び入札の方法等
- 入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。
- (1) 書面による入札
- ア 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県出納局管理課 担当 根来  
電話 (078) 341-7711 内線4938 F A X (078) 362-3928
- イ 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成24年6月5日（火）から同月19日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- ウ 入札・開札の日時及び場所  
平成24年7月17日（火）午後2時 兵庫県庁西館1階 小入札室
- エ 入札書の提出期限  
上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成24年7月13日（金）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。
- (2) 電子による入札  
「兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）」の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。
- ア 参加申込みの期間  
平成24年6月5日（火）午前9時から同月19日（火）午後4時まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- イ 入札の日時  
平成24年7月9日（月）午後5時から同月17日（火）午後2時まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。
- 4 仕様確認等
- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。
- ア 受付期間  
平成24年6月6日（水）から同年7月2日（月）まで（持参の場合は土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）  
なお、電子入札システムによる場合は、平成24年6月6日（水）から同年7月2日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、7月2日（月）は午後4時までとする。）の間に提出すること。
- イ 受付場所  
前記3(1)アに同じ。
- ウ 提出書類  
(7) 事前協議申込書  
(4) 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等
- エ 提出方法  
電子入札システム、持参又はF A Xにより提出すること。
- オ 確認の結果  
平成24年7月9日（月）午後5時までに通知する。
- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。
- 5 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年7月13日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

## (3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

## (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成24年7月25日（水）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要作成

## (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

## (1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

## (2) Nature and quantity of the product to be purchased:

ICT School Computer System, 1 set (Lease)

## (3) Lease period: September 1, 2012 - August 31, 2017

## (4) Delivery location:

Hyogo Prefectural Higashinada senior High School (50 Fukaehamacho, Higashinada-ku, Kobe, Hyogo) and 160 other places (as specified in the tender documentation)

## (5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 June 19, 2012

## (6) Deadline for tender:



第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成24年7月5日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

#### 4 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、次の書類を平成24年6月19日（火）午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

応札予定機種の仕様書（本体のメーカー名と型番は必ず記載し、当センター仕様書の各項目と対比させ性能・仕様等が当センターの仕様書を満足させる内容であることが分明であること。）及びカタログ、サポート、メンテナンス、アフターサービス等が分かる書類（様式は任意）

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

#### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年7月4日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成24年7月18日（水）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

- (i) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要作成

- (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:



Shinzo Kitamura, Director of Hyogo Prefectural Institute of Technology

- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:  
X-ray Photoelectron Spectroscopy (brand-new), 1 set
- (3) Delivery period: March 29, 2013
- (4) Delivery place: Hyogo Prefectural Institute of Technology
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 June 19, 2012
- (6) Deadline for tender:  
14:00 July 6, 2012 by direct delivery  
17:00 July 5, 2012 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Mrs. Sasaki, Management Division, General Affairs Department, Hyogo Prefectural Institute of Technology  
3-1-12 Yukihiro-cho, Suma-ku, Kobe, Hyogo 654-0037  
TEL (078)731-4192

### 病院局公告

#### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年6月5日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県病院事業管理者 前田 盛

#### 1 入札に付する事項

- (1) 工事名  
県立尼崎・塚口統合新病院第1期電気設備工事
- (2) 工事場所  
尼崎市東難波町2丁目176番1
- (3) 工事概要  
県立尼崎・塚口統合新病院第1期建築工事に係る電気設備工事  
病院棟 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造及び鉄筋コンクリート造  
地上11階地下1階塔屋2階建 延床面積 77,377.76㎡
- (4) 工期  
平成26年11月28日(金)限り
- (5) 電子入札の実施  
本件入札に係る入札参加申込み及び入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。  
なお、紙による入札参加申込み又は紙による入札を希望する者は、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加申込み及び入札を行うことができる。
- (6) 技術提案の受付  
本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の適用工事である。

#### 2 応募方法

特別共同企業体による。

#### 3 入札参加資格

本工事の入札に参加することができる資格を有する者は、昭和41年兵庫県告示第149号(一般競争入札等に参加する者に必要な資格等)に基づく兵庫県の工事契約に係る競争入札参加資格取得(登録)者又は入札書の提出期限日までに入札参加資格を取得(登録)した者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

##### (1) 特別共同企業体の構成員の資格要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限(以下「入札参加資格制限」という。)に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による電気工事業に係る特定建設業の許可を有すること。  
ウ 兵庫県の建設工事の一般競争入札参加資格を取得（登録）しており、その工種が電気工事であること。  
エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日（平成24年8月中旬予定）まであること。また、確認基準日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までに失効する場合は、確認基準日において既に新たな総合評定値通知書を請求しており、かつ、入札日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

なお、総合評定値通知に係る請求手続中等である場合は、許可担当部局の受付印のある請求書等の写しを添付すること。

オ 建設業法の規定による電気工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が、代表構成員にあつては1,100点以上、その他の構成員にあつては760点以上であること。

カ 平成9年度以降に、代表構成員にあつては1棟又は同一工事で2棟以上の合計の延床面積が、30,000平方メートル以上の、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物に係る電気設備工事を、その他の構成員にあつては1棟又は同一工事で2棟以上の合計の延床面積が5,100平方メートル以上の、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物に係る電気設備工事をそれぞれ元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として完成した施工実績（工事が完成し、その引渡し完了したもの）を有すること。

キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下「会社更生法に基づく更正手続開始の申立て等」という。）がなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ケ 本工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、当該受託者と資本又は人事面において関連がないこと。

コ 入札参加資格の確認基準日は、下記6(1)に定める入札参加申込書等の提出期限の日とする。

(2) 特別共同企業体の資格要件

ア 特別共同企業体の構成員は3者とし、それぞれの出資比率が20パーセント以上であること。

イ 特別共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。また、出資比率は構成員中最大であること。

ウ 特別共同企業体の結成方法は自主結成とし、本件入札に関して他の特別共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

エ 特別共同企業体の構成員の一部が、入札参加申込締切後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたことにより、その企業体の構成員の資格を失った場合においては、平成24年7月10日（火）までの間、その企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな特別共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができ、新たな入札参加申込者が入札日までに入札参加資格の確認を受けたときは、入札に参加することができる。

オ 特別共同企業体の全ての構成員は、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置すること。

(3) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による電気工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本工事に専任で配置できること。

また、配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）がある者で、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

なお、監理技術者については、代表構成員が配置すること。

(イ) 1級電気工事施工管理技士の資格を有すること。

(ロ) 平成9年度以降に上記(1)カにおいて代表構成員に施工実績を有することを求める工事の施工経験を有すること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込み

をした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に専任で配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置技術者を変更することを認めない。

#### 4 契約条項等を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等及び下記 7 (5) ケで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

##### (1) 閲覧期間

平成24年6月5日(火)から同年7月13日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

##### (2) 閲覧場所(公告事務を担当する部局)

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課

電話(078)341-7711 内線4365、4340

#### 5 入札説明書及び入札参加資格確認資料並びに誓約書及び設計図書の交付

##### (1) 交付期間

ア 入札説明書及び入札参加資格確認資料

平成24年6月5日(火)から同月19日(火)まで

イ 誓約書及び設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。以下同じ。)

平成24年6月5日(火)から同年7月16日(月)まで

##### (2) 交付方法

兵庫県のホームページ(<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>)に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、兵庫県ホームページの「入札・公売情報」→「入札情報」の中の「入札情報サービス」(<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>)→「入札公告」→「検索」→本工事の「工事名称」→「公告文書等」の中の「Download」順にクリックして各画面を開き、ダウンロードにより保存することにより取得すること。

#### 6 入札参加の手續

本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び入札参加資格確認資料(以下「申込書等」という。)を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

##### (1) 提出期間

平成24年6月6日(水)から同月19日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前9時から午後4時まで(入札参加資格確認資料の提出については、正午から午後1時までを除く。)

##### (2) 提出方法

ア 入札参加申込書は、電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加申込みを有効に行うためには、入札参加申込書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

また、入札参加申込書を送信した者は、証拠として参加申込書受信確認通知を保管しておくこと。

イ 入札参加の申込みに使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、特別共同企業体の代表構成員の兵庫県建設工事入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者の名義で取得して、そのICカード情報を兵庫県の電子入札システムに登録したものとす。

ウ 入札参加資格確認資料は、前記4(2)の場所に持参する。

#### 7 入札手續等

##### (1) 入札期間

平成24年7月17日(火)から同月18日(水)まで

午前9時から午後5時まで(7月18日(水)は午後4時まで)

##### (2) 開札日時

平成24年7月19日（木）午前10時から

(3) 入札方法等

ア 入札書に必要な事項を入力し、電子入札システムを使用して送信すること。

イ 所定の場所に所定の日時まで第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）を持参又は郵送により提出すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

要

(5) 入札に関する条件

ア 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに所定の入札期間内に記録されること。

イ 所定の額の入札保証金が納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録されるべきものが分明であること。

オ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入力すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

カ 入札に使用したICカードが、入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約担当者が認めた場合を除き、入札参加の申込みを使用した名義人のものであること。

キ 所定の場所に所定の日時まで、第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）を提出すること。

ク 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において上記イからカまでの条件に違反し無効となった入札者のうちウに違反し無効となった者以外の者

ケ 落札金額が200万円（消費税込）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

エ ICカードを不正に使用した入札は無効とする。

オ 下記8(5)により技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者のした入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

ア 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設けているので、調査基準価格（調査基準価格の算定式については次のとおり。直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3〔「直接工事費」は県が工事費の積算に用いる直接工事費（営繕基準）の10分の9、「現場管理費」は県が工事費の積算に用いる直接工事費（営繕基準）の10分の1と現場管理費（営繕基準）の合計〕）を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約内容に適合した履行が

なされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

(8) 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

- ア 年割支払 有  
イ 前金払 有  
ウ 中間前金払 有  
エ 部分払 有  
オ 中間前金払と部分払の選択該当工事の別 有

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(3) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を県に提出すること。

(4) 上記(3)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。

(5) 調査基準価格を下回った場合の措置

ア 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを入札者からの提出資料、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、審査の上、落札決定する。

イ なお、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、特別重点調査基準価格（特別重点調査基準価格の算定式については次のとおり。直接工事費×0.9＋共通仮設費×0.7＋現場管理費×0.8＋一般管理費×0.3〔「直接工事費」は県が工事費の積算に用いる直接工事費（営繕基準）の10分の9、「現場管理費」は県が工事費の積算に用いる直接工事費（営繕基準）の10分の1と現場管理費（営繕基準）の合計〕を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ、上記に示す特別重点調査基準価格を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある（詳細は、「低入札価格調査における特別重点調査について」を参照のこと。）。)

ウ 調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、開札後の平成24年7月19日（木）午後5時までに連絡するものとし、資料の提出は平成24年7月26日（木）午後5時までに行うものとする。

なお、事情聴取の日時、場所等必要な事項は別途通知する。

資料の提出が一部でもない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として失格とする。

エ 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に、上記3(3)アに定める代表構成員が配置する監理技術者の要件と同一の要件（前期3(3)ア(イ)に掲げる施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者は代表構成員が配置するものとし、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

(6) 詳細は入札説明書による。

(7) 問合せ先

前記4(2)に同じ。

9 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Nature and quantity of the services to be required:

Installation work of electric equipment related to the construction of a newly integrated



イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による管工事業に係る特定建設業の許可を有すること。  
ウ 兵庫県の建設工事の一般競争入札参加資格を取得（登録）しており、その工種が管工事であること。  
エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日（平成24年8月中旬予定）までであること。また、確認基準日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までに失効する場合は、確認基準日において既に新たな総合評定値通知書を請求しており、かつ、入札日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

なお、総合評定値通知に係る請求手続中等である場合は、許可担当部局の受付印のある請求書等の写しを添付すること。

オ 建設業法の規定による管工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が、代表構成員にあつては1,100点以上、その他の構成員にあつては750点以上であること。

カ 平成9年度以降に、代表構成員にあつては1棟又は同一工事で2棟以上の合計の延床面積が、30,000平方メートル以上の、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物に係る機械設備工事を、その他の構成員にあつては1棟又は同一工事で2棟以上の合計の延床面積が5,100平方メートル以上の、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物に係る機械設備工事をそれぞれ元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として完成した施工実績（工事が完成し、その引渡し完了したもの）を有すること。

キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。）がなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ケ 本工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、当該受託者と資本又は人事面において関連がないこと。

コ 入札参加資格の確認基準日は、下記6(1)に定める入札参加申込書等の提出期限の日とする。

(2) 特別共同企業体の資格要件

ア 特別共同企業体の構成員は3者とし、それぞれの出資比率が20パーセント以上であること。

イ 特別共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。また、出資比率は構成員中最大であること。

ウ 特別共同企業体の結成方法は自主結成とし、本件入札に関して他の特別共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

エ 特別共同企業体の構成員の一部が、入札参加申込締切後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたことにより、その企業体の構成員の資格を失った場合においては、平成24年7月10日（火）までの間、その企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな特別共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができ、新たな入札参加申込者が入札日までに入札参加資格の確認を受けたときは、入札に参加することができる。

オ 特別共同企業体の全ての構成員は、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置すること。

(3) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による管工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本工事に専任で配置できること。

また、配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）がある者で、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

なお、監理技術者については、代表構成員が配置すること。

(イ) 1級管工事施工管理技士の資格を有すること。

(ロ) 平成9年度以降に上記(1)カにおいて代表構成員に施工実績を有することを求める工事の施工経験を有すること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込み

をした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に専任で配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置技術者を変更することを認めない。

#### 4 契約条項等を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等及び下記7(5)ケで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

##### (1) 閲覧期間

平成24年6月5日(火)から同年7月13日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

##### (2) 閲覧場所(公告事務を担当する部局)

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課

電話(078)341-7711 内線4365、4340

#### 5 入札説明書及び入札参加資格確認資料並びに誓約書及び設計図書の交付

##### (1) 交付期間

ア 入札説明書及び入札参加資格確認資料

平成24年6月5日(火)から同月19日(火)まで

イ 誓約書及び設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。以下同じ。)

平成24年6月5日(火)から同年7月16日(月)まで

##### (2) 交付方法

兵庫県のホームページ(<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>)に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、兵庫県ホームページの「入札・公売情報」→「入札情報」の中の「入札情報サービス」(<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>)→「入札公告」→「検索」→本工事の「工事名称」→「公告文書等」の中の「Download」順にクリックして各画面を開き、ダウンロードにより保存することにより取得すること。

#### 6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び入札参加資格確認資料(以下「申込書等」という。)を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

##### (1) 提出期間

平成24年6月6日(水)から同月19日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前9時から午後4時まで(入札参加資格確認資料の提出については、正午から午後1時までを除く。)

##### (2) 提出方法

ア 入札参加申込書は、電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加申込みを有効に行うためには、入札参加申込書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

また、入札参加申込書を送信した者は、証拠として参加申込書受信確認通知を保管しておくこと。

イ 入札参加の申込みに使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、特別共同企業体の代表構成員の兵庫県建設工事入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者の名義で取得して、そのICカード情報を兵庫県の電子入札システムに登録したものである。

ウ 入札参加資格確認資料は、前記4(2)の場所に持参する。

#### 7 入札手続等

##### (1) 入札期間

平成24年7月17日(火)から同月18日(水)まで

午前9時から午後5時まで(7月18日(水)は午後4時まで)



## (2) 開札日時

平成24年7月19日（木）午前11時から

## (3) 入札方法等

ア 入札書に必要な事項を入力し、電子入札システムを使用して送信すること。

イ 所定の場所に所定の日時までに第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）を持参又は郵送により提出すること。

## (4) 入札保証金及び契約保証金

要

## (5) 入札に関する条件

ア 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに所定の入札期間内に記録されること。

イ 所定の額の入札保証金が納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録されるべきものが分明であること。

オ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入力すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

カ 入札に使用したICカードが、入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約担当者が認めた場合を除き、入札参加の申込みを使用した名義人のものであること。

キ 所定の場所に所定の日時までに、第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）を提出すること。

ク 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において上記イからカまでの条件に違反し無効となった入札者のうちウに違反し無効となった者以外の者

ケ 落札金額が200万円（消費税込）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

## (6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

エ ICカードを不正に使用した入札は無効とする。

オ 下記8(5)により技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者のした入札は無効とする。

## (7) 落札者の決定方法

ア 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設けているので、調査基準価格（調査基準価格の算定式については次のとおり。直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3〔「直接工事費」は県が工事費の積算に用いる直接工事費（営繕基準）の10分の9、「現場管理費」は県が工事費の積算に用いる直接工事費（営繕基準）の10分の1と現場管理費（営繕基準）の合計〕を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約内容に適合した

履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

(8) 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

- ア 年割支払 有
- イ 前金払 有
- ウ 中間前金払 有
- エ 部分払 有
- オ 中間前金払と部分払の選択該当工事の別 有

8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。
- (3) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を県に提出すること。
- (4) 上記(3)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。
- (5) 調査基準価格を下回った場合の措置

ア 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを入札者からの提出資料、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、審査の上、落札決定する。

イ なお、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、特別重点調査基準価格（特別重点調査基準価格の算定式については次のとおり。直接工事費×0.9+共通仮設費×0.7+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3〔「直接工事費」は県が工事費の積算に用いる直接工事費（営繕基準）の10分の9、「現場管理費」は県が工事費の積算に用いる直接工事費（営繕基準）の10分の1と現場管理費（営繕基準）の合計〕を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ、上記に示す特別重点調査基準価格を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある（詳細は、「低入札価格調査における特別重点調査について」を参照のこと。）。)

ウ 調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、開札後の平成24年7月19日（木）午後5時までに連絡するものとし、資料の提出は平成24年7月26日（木）午後5時までにを行うものとする。

なお、事情聴取の日時、場所等必要な事項は別途通知する。

資料の提出が一部でもない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として失格とする。

エ 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に、上記3(3)アに定める代表構成員が配置する監理技術者の要件と同一の要件（前記3(3)ア(イ)に掲げる施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者は代表構成員が配置するものとし、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

(6) 詳細は入札説明書による。

(7) 問合せ先

前記4(2)に同じ。

9 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Nature and quantity of the services to be required:

Installation work of air-conditioning equipment (air conditioners, heaters, ventilation

equipment, etc.) related to the construction of a newly integrated hospital of Hyogo Prefectural Amagasaki Hospital and Hyogo Prefectural Tsukaguchi Hospital (First phase)

Hospital Ward

Steel-Reinforced Concrete (SRC), partially Steel (S) and Reinforced Concrete (RC)

11 floors above the ground, 1 underground floor and 2 story penthouse

Total floor area 77,377.76m<sup>2</sup>

(2) Deadline for the submission of application forms:

16:00 June 19, 2012

(3) Deadline for tender:

16:00 July 18, 2012

(4) Contact:

Contract Management Division, Policy Planning & Coordination Bureau, Public Works & Development Department, Hyogo Prefectural Government

10-1 Shimoyamate-dori 5 chome, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

Tel (078) 341-7711 Ext. 4365 or 4340

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年6月5日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武田 丈蔵

1 病院及び介護老人保健施設の表神戸市の項中

「

|                              |                   |
|------------------------------|-------------------|
| 財団法人 神戸マリナーズ厚生会 神戸マリナーズ厚生会病院 | 同 市中央区中山手通7丁目3-18 |
|------------------------------|-------------------|

」

を

「

|                              |                   |
|------------------------------|-------------------|
| 財団法人 神戸マリナーズ厚生会 神戸マリナーズ厚生会病院 | 同 市中央区中山手通7丁目3-18 |
| 財団法人 神戸マリナーズ厚生会 ポートアイランド病院   | 同 市中央区港島中町4丁目6    |

」

に改める。

教育委員会告示

兵庫県教育委員会告示第8号

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条の規定により、次のとおり博物館の登録事項を変更した。

平成24年6月5日

兵庫県教育委員会

委員長 西村 亮一

